

## 第 8 9 1 回教育委員会定例会会議録

1 招集日時 平成 2 9 年 3 月 1 5 日 (水) 午後 2 時 3 0 分

2 招集場所 教育委員会会議室

3 出席者 高橋教育長, 伊藤委員, 佐竹委員, 奈須野委員, 齋藤委員, 千木良委員

4 説明のため出席した者

西村教育次長, 鈴木教育監兼教育次長, 志子田参事兼総務課長, 伊藤教育企画室長,  
菊田参事兼福利課長, 山本教職員課長, 清元参事兼義務教育課長, 門脇特別支援教育室長,  
岡高校教育課長, 横山参事兼施設整備課長, 松本スポーツ健康課長, 鎌田全国高校総体推進室長,  
新妻生涯学習課長, 田村全国高校総合文化祭推進室長, 山田技術参事兼文化財保護課長 外

5 開 会 午後 2 時 3 0 分

6 第 8 9 0 回教育委員会会議録の承認について

教 育 長 (委員全員に諮って) 承認する。

7 第 8 9 1 回宮城県教育委員会定例会会議録署名委員の指名, 議事日程について

教 育 長 奈須野委員及び千木良委員を指名する。  
本日の議事日程は, 配付資料のとおり。

8 秘密会の決定

6 専決処分報告

(2) 教育功績者表彰について

7 議事

第 1 号議案 職員の人事について

第 2 号議案 教育功績者表彰について

第 1 3 号議案 宮城県指導力不足等教員審査委員会委員の人事について

第 1 4 号議案 宮城県教科用図書選定審議会委員及び専門委員の人事について

第 1 5 号議案 宮城県美術館協議会美術品収集専門部会委員の人事について

教 育 長 6 専決処分報告 (2) 及び 7 議事の第 1 号議案及び第 2 号議案, 第 1 3 号議案ないし第 1 5 号議案については, 非開示情報等が含まれているため, その審議等については秘密会としてよろしいか。

(委員全員に諮って) これらの審議については, 秘密会とする。

秘密会とする案件は, 1 0 の次回教育委員会開催日程の決定後に説明を受けることとしてよろしいか。

(委員全員異議なし)

※ 会議録は別紙のとおり (秘密会のため非公開)

9 教育長報告

(1) 今後の県立高等学校入学者選抜の在り方について (答申)

(説明者: 鈴木教育監)

今後の県立高等学校入学者選抜の在り方の答申について, 御説明申し上げます。

資料は, 別冊資料である。

今後の県立高等学校入学者選抜の在り方について, 3 月 1 4 日に高等学校入学者選抜審議会から答申が提

出されたので、その概要について御報告申し上げます。

本答申は、昨年7月の諮問以来、「中間まとめ」に関する意見聴取会及びパブリックコメントで各方面から頂いた御意見等をもとに、必要な修正を加え、審議会で3回、小委員会で5回の計8回の議論を経て、今回、答申としてまとめられたものである。

この答申については、昨年11月の教育委員会定例会において、「中間まとめ」の段階で御報告しているが、結論部分以外のところについては、大きな変更等がなかったため、今回は、結論部分に絞って御報告申し上げます。

資料の10ページを御覧願いたい。

今後の「改善の方向性」であるが、「中間まとめ」と同様、記載のように3つの観点からまとめている。

結論としては、13ページを御覧願いたい。

「今後の県立高等学校入学者選抜の具体的な改善案」であるが、入試日程を一本化することとなった。

具体的内容としては、4つの項目に分けて提案されている。

(1) 受験機会については、入試日程を一本化し、1回の学力検査の受験により、合格者を選抜する上で、学力検査に基づいて行う選抜と学校の特色に基づいて行う選抜の2通りの方法で総合的に選抜するものである。

また、受験機会が1回となるため、欠員が生じた場合には、現行の第二次募集のような、補充のための選抜を実施することが望ましいとなっている。

(2) 選抜日程についてであるが、中学校、高等学校の授業をはじめとした教育活動の充実を図るための改善案としては、記載のとおりである。

(3) 選抜方法についてであるが、全ての受験生が希望する高等学校に出願、受験することができることとし、受験生全員に5教科の学力検査を課すこととしている。しかしながら、選抜の方法を学力検査に基づいて行う選抜と、学校の特色に基づいて行う選抜の2通りの方法により、総合的に選抜することで、各高等学校が学校の特色を生かしつつ、受験生を複数の観点から、多面的に評価できるようにすることが望ましいとなっている。学力検査の結果については、どちらの選抜にも活用しますが、配点等については各高等学校で設定できる内容となっている。

ただし、調査書の評価については、学校の特色に基づいて行う選抜で、受験生を多面的に評価する視点から、今後、具体的な制度設計をしていく上で、その様式等についても、さらに検討する必要がある。

最後に(4)その他であるが、受験機会が1回になることに伴い、やむを得ない事由により、当日、受験できない生徒が出てくることが予想される。そこで、受験機会を確保するための措置が必要になるため、その具体的な措置についても検討することについて盛り込まれている。

以上が、答申の内容である。

今後は、本答申に示された方向性を踏まえ、具体的な制度設計を進め、この春中学校に入学する生徒が受験することとなる、平成32年度入試から実施できるよう、できるだけ速やかに新たな入試制度を決定し、受験することになる中学生の皆さんや関係する各学校に周知してまいりたいと考えている。

本件については、以上である。

( 質 疑 )

奈 須 野 委 員

答申が出たということで新たな入試制度が始まっていくと思う。説明にあったように、これから具体的な制度設計が進められると思うが、この制度を作りあげるにあたっての教育委員会での準備等はどのような予定か伺いたい。

鈴 木 教 育 監

これからの進め方について、昨日、入選審からの答申を受けた際、高橋教育長が回答したことであるが、入学者選抜審議会は継続して設置したままとし、具体的な制度設計については高校教育課で検討を進め、入選審にはある程度の制度が出来た段階で報告申し上げる形を取ってまいりたいと考えている。

伊 藤 委 員

関連して、13ページの(4)その他の中で、「受験機会を確保する措置について、検討する事が望ましい」とあるが、高校教育課内で検討して入選審に報告しながら、進めていくという理解で良いか。

鈴木教育監  
佐竹委員

そのとおりである。

3点伺いたい。

1点目。2ページの(2)現行入学者選抜制度の課題について、「一定の効果が認められる一方で、さまざまな課題があることが改めて明らかになってきた」とあり、『出願できる条件』を満たしている高校を選択し、『入りたい高校』ではなく『受験できる高校』を選択しているという状況が見られる」と記載があるが、これは学校から寄せられた意見ということか。

2点目。10ページの入試日程の一本化に向けての配慮についての記載の中で、「学力検査に基づく選抜の他」とあるが、学力検査だけではなく、他に努力した部分をきちんと認めてあげられるような選抜を行うという認識でよいか伺いたい。

3点目。13ページの(2)選抜日程について、「3月上旬とする事が望ましい」とあるが、理由としては中学校で学ぶべき事を出来るだけ多くの時間を使って学び、3月上旬に学力検査を行い、高校に繋げて行きたいという先生方の意見なのか。また、対応したカリキュラムを学校側が組むという連携ができていいのか併せて伺いたい。

鈴木教育監

1点目の2ページにある前期選抜において『出願できる条件』を満たしている高校を選択し、『入りたい高校』ではなく『受験できる高校』を選択しているという状況が見られる」の記述については、高校では特色化選抜を用いて、あるいは入学要件を満たす、この学校で学びたいと積極的な意志を持った生徒を確保したいということで、前期選抜の制度が採用されたところである。しかしながら、前期選抜の倍率が非常に高くなり、大量の不合格者が出てきて、その生徒が後期選抜で合格できるのであれば、前期で不合格とする必要はないのではないかという御意見が出ている。

不合格となった生徒の中には、志望校をA高からB高に変更するといった状況も見られ、子どもたちが最初に持った主体的な高校選択という意味においては、前期選抜の結果によって、別の高校を受験するという状況も見られるため、このような記述となっている。

2点目の学力検査については、昨日の答申の中でいただいたが、5教科の学力検査の受験は基本として、当然、中学校3年間の学習成果を学力検査の中で出してもらおうという意図がある。その中で、各高校で特色のある選抜ということも、学力のみではなくそのような子どもたちの持っている特性や良さを拾い上げて、学校で存分に力を発揮してもらおうという意図もある。そういう面から子どもたちを育ててみたいと言う学校も出てくるかと思う。それぞれの学校での特色化選抜での要件については、今後検討してまいりたい。

3点目の選抜日程については、前期選抜と後期選抜の2回の選抜があると、高校側でも長期間にわたって入試への対応が求められる。また中学校でも私立高校の受験も含めるとかなり早い時期から長期にわたるため、入試の選抜日程について、教育課程が十分に行われ子どもたちの力がつくような時期に実施するという考えから、3月上旬という表記になったものと認識している。

佐竹委員

生徒たちが志を高く持ってもらえることができるよう、高い志があればどの高校も受験でき、入学することが可能という認識でよいか。

また、3月の受験までの間に、しっかりとした授業時間を確保できるようなカリキュラムを、中学校で作っていただけるという認識でよいか。

鈴木教育監

そのとおりである。そのような形で制度設計を進めてまいりたい。

## (2) 部活動での指導ガイドライン(暫定版)の策定について

(説明者:鈴木教育監)

「部活動での指導ガイドライン(暫定版)」の策定について、御報告申し上げます。

資料は、1ページと別冊資料である。

部活動における適切な休養日の設定については、平成25年2月に中体連・高体連や校長会などの部活動に関係する7団体により、「週1日以上部活動単位の休養日の設定」と「原則として、土曜日・日曜日のどちらか1日を休養日に設定する」との提言をまとめ、これまで各中学校・高等学校の運動部、文化部において趣旨の理解が進んできているところである。

しかし、いまだに部活動における行きすぎた指導や過熱化が問題となっていることも事実であり、これまで県教育委員会は適切な休養日の設定や体罰・暴言の防止に関する通知を発出してきたが、現状では適切な休養日の設定についても十分とは言えず、体罰に対する事案も依然として続いている。

そこで、部活動の適切な指導を徹底するため、今回、県教育委員会として本ガイドラインを策定した。

また、ガイドラインの策定にあたっては、中体連、高体連や校長会などの部活動に関係する団体の長などからなる「部活動の在り方検討会議」において検討するとともに、県PTA連絡協議会の役員の方との意見交換の内容も踏まえたものとなっている。

今回のガイドラインの内容であるが、これまで県教育委員会が作成し、県内指導者への啓発に用いた資料の重要事項・必要事項及び留意点について改めて整理したもので、部活動の顧問等の心構えや体罰の禁止等、指導者として確実に身に付けてほしい9つの項目からなっている。

今後の取組についてであるが、今回新たに提示した「部活動での指導ガイドライン（暫定版）」を配布し、来年度初めから、このガイドラインを各学校現場で活用してまいる。また、来年度中にこのガイドラインを運用しながら必要な改善点を把握し、来年度中に国が策定するガイドラインを踏まえた改訂をすることとしている。

今後とも、学校や地域の特色を生かすとともに保護者の理解も得ながら、部活動の一層の充実を図ってまいりたいと考えている。

なお、ガイドラインの詳細についてはスポーツ健康課長から御説明申し上げる。

#### （説明者：スポーツ健康課長）

このたび策定したガイドラインの主な内容について御説明申し上げます。

別冊ガイドラインの1ページを御覧願いたい。

「1 適切な休養日設定」については、生徒の発達段階、健康面・学習面や生活全体とのバランスを考慮し、中学校は週2日以上、高等学校は週1日以上休養日を設定することが妥当であり、特に、運動部活動においては、適切に休養をとることがスポーツ障害を防ぐとともに、競技力の向上にもつながるとの基本的な考えから、中学校においては週に2日以上休養日を設け、原則として平日から1日以上、土・日から1日以上休養日を設定すること。高等学校においては、現行の提言と同様に週1日以上休養日を設けることを求める内容とした。

しかしながら、目標とする大きな大会直前の時期には、この原則の通り休養日を設定することが難しい現状があることから、このような時期をいわゆる「ハイシーズン」として活動日を増やし、それ以外の時期には十分に休養日を確保して、生徒の身体的な疲労の蓄積やバーンアウトを防止してまいりたいと考えている。また、このことにより、教職員のワーク・ライフ・バランスの実現にも配慮してまいりたいと考えている。

3ページを御覧願いたい。

「3 体罰等の禁止」については、これまでも体罰や生徒の人格を否定するような発言は許されないことを指導してきたが、ここでは再度、体罰や信用失墜行為及び生徒とのメール等のやり取りの禁止を確認し、適切な指導を求めていくこととしている。

6ページを御覧願いたい。

「9 地域（スポーツ少年団）等との連携」についてであるが、ここでは、学校と地域が連携して活動する際に、部活動とスポーツ少年団の全体としての活動量や強度について考慮した活動とすること。また、学校外のスポーツクラブや個人レッスン等を活動の中心としている子どもたちへの、個々の状況に応じた配慮を求めていくこととしている。

本件については、以上である。

( 質 疑 )

千 木 良 委 員

部活動は子どもたちにとって、心も体も育む非常に重要な活動であると認識しているが、行き過ぎた活動となると子どもたちに負担が掛かることとなる。

医科的な問題としては、部活動があるために通院出来ない、通院しないというケースが少し前にはあった。怪我をすれば医科には行くが歯科には行かない。よほど腫れて痛くならない限りは行かないので、学校歯科医の間では問題となっている。

部活動の時間が大事なため、強豪校になればなるほど行かないというケースもあるが、一方では、痛みで実力が発揮出来なくなならないよう、きちんと治療するよう指導が徹底されている強豪校もある。

どのようなバランスで子どもたちを指導していくべきか、健康面も考えた上で、試合で実力を発揮できるよう、大変難しい問題であるが、保護者をはじめ、指導者にも御理解をいただきたいので、御配慮をお願いします。

伊 藤 委 員

このガイドラインが真の意味を持つようになるには、ガイドラインの策定の趣旨に反するような事象が起きた際、学校現場だけで止めるのではなくて、市町村教育委員会にもきちんと報告されるような仕組みを、徹底しておく必要があると思うがどのように考えているか伺いたい。

スポーツ健康課長

スポーツ健康課には保護者から「部活動の休みがない」「非常に疲れている」「勉強ができない」といった内容の電話が寄せられる。そうした内容の電話が寄せられた場合は、関係の教育委員会を通して学校に伝えることとしているが、実際には学校名を匿名とした電話相談が多い状況となっている。

こうした実情を踏まえ、今回ガイドラインを策定し、その趣旨を徹底しようと考えているが、保護者からの相談は本来、学校と保護者で直接できた方が、いろいろな調整も可能となるので、ガイドラインには保護者との連携についても記載したところである。良好な連携の中で進めていただきたいと考えている。

佐 竹 委 員

大変良いガイドラインであると思う。全県に浸透するまでには時間が掛かると思うが、徐々に根付いていくよう、全県に認識が行き渡るよう周知していただきたい。

生徒はもちろんの事、指導者である教職員のワークライフバランスの確保のためにも、冷静な期間や休養日も双方ともに必要であると思うので、全県で徹底できるよう周知していただきたい。これが上手く活かされていけば、生徒も教員も保護者も良いバランスが取れるのではないかと思うので、少しずつでもいろいろな方々の声を聴きながら、県内全体に浸透していくよう工夫していただきたい。

スポーツ健康課長

各学校には、今週中に市町村教育委員会経由で配付したいと考えている。

新年度からの部活動のスタートにあたり、顧問同士、職員同士で読んでいただきたいと考えている。これまでも策定の趣旨に記載している資料を用いて、初任者研修などの時に説明を行ってきているが、今後はこのガイドラインを使用して定着を図ってまいりたいと考えている。

奈 須 野 委 員

休養が必要であることはかなり前から問題となっているが、なかなか根付いてこなかった。大きな理由としては、「他の学校は練習しているのに、どうしてうちの学校は練習しないんだ」などといった保護者からの声が大きかったと思う。

子どもたちが一生懸命練習している中で、土日にも練習試合を行うよう求める保護者の声に対して、先生がその期待に応えるだけでなく、やらざるを得ないという感じで休めなかったという実情があったと思う。

今回、ガイドラインを策定して適切な休養日を設定するよう求めているが、顧問の教員には家庭や保護者から様々な期待が寄せられている中で、保護者や生徒に対して休養は必要であるということをしかりと伝えなければならない。それが上手く伝わらない時のケアは、県教委が行うのか、それとも校長が行うのか伺いたい。

スポーツ健康課長 大変難しい問題であるが、どうしても勝ちたいという考えから見ると、保護者などから不満が出ることも考えられる。そうした事例が起きた場合には、ガイドラインに記載の内容だけでは、対応出来ない場面も出てくると思うので、校長と地教委とスポーツ健康課で相談するケースも出てくるかと思う。大きな大会の上位に勝ち進むと、試験期間中であっても、短時間だけ練習するというケースもあるので、ガイドラインを運用する上で、工夫を凝らしてしていけばよいと考えている。

奈須野委員 部活動のあり方については、文部科学省でも問題認識していることなので、このガイドラインがどこまで徹底できるかにかかっていると思う。いろいろと難しい問題も含まれていると思うが、教員の生活や子どもたちの健やかな健康と学力向上に、強い意志をもってガイドラインを活用していただきたいと思う。

高橋教育長 P T Aへの説明については、県P連、高P連にも県教委から説明する機会を設けるようお願いする。

奈須野委員からも話があったが、県教委としてガイドラインを策定する以上、県教育委員会の意思として部活動のあり方を見直すというメッセージを、マスコミなどへの投げ込みも行いながら様々な形で発信していくことが必要であると思う。

県教育委員会としては、中学校・高校での適切な部活動とした上で、競技力も伸ばすという姿勢を明確にしていく必要があると思うので、いろいろな所への発信をお願いする。

## 10 専決処分報告

### (1) 第359回宮城県議会議案（追加提案分）に対する意見について

(説明者：西村教育次長)

第359回宮城県議会議案（追加提案分）に対する意見について、御報告申し上げます。

資料は、1ページから4ページである。

資料2ページを御覧願いたい。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、2月13日付けで知事から意見を求められたので、その内容について御説明申し上げます。

先月の定例会では、平成29年度当初予算等に係る議案について、異議のない旨、専決処分したことを報告したところであるが、本日の報告は平成28年度2月補正予算等に関するものである。

それでは、「予算議案」であるが、資料3ページの「第359回宮城県議会提出（追加提案分）予算議案の概要」を御覧願いたい。

「1 補正予算の概要」であるが、一般会計歳出予算のうち、教育庁関係分として64億4,605万5千円を減額計上するものである。

次に「2 主な補正内容」であるが、まず、増額補正について御説明申し上げます。喫緊の課題である特別支援学校の狭隘化問題を解消するため、既存校舎を活用した分校設置を推進しているが、(仮称)小松島支援学校松陵校として、平成30年4月の開校を目指し、旧仙台市立松陵小学校の改修工事に要する経費として2億5,547万6千円を増額計上するものである。

次に減額補正についてであるが、県立学校の災害復旧における事業の一部見直しなどにより13億765万3千円を減額計上するほか、退職見込者数の減により、退職手当についても15億円を減額計上している。そのほか、多くの事務事業において、経費の節減などに努めた結果、予算に残額が生じる見込みであることから、それらについても減額計上するものである。

次に「3 債務負担行為の変更」であるが、既に議決を受けている特別支援学校の仮設校舎賃貸借や東北歴史博物館の特別展開催に係る業務委託について、賃貸借期間の延長や委託内容の見直しにより、債務負担行為の期間や限度額を変更するものである。

次に「4 繰越事業」であるが、東日本大震災に係る災害復旧事業や県立学校の建設事業などについて、総額88億2,258万1千円を計上しており、繰越の主な要因は、事業を進めるに当たり関係機関等との

調整に不測の日数を要したことなどである。

次に、資料4ページを御覧願いたい。

「予算外議案の概要」である。まず、条例議案であるが、議第123号議案「県立都市公園条例及び総合運動場条例の一部を改正する条例」については、自動車登録規則の改正に伴い、所要の改正を行おうとするものである。

最後に、条例外議案であるが、議第130号議案「工事請負契約の締結について」については、宮城県石巻北高等学校校舎等改築工事の請負契約の締結について、地方自治法の定めるところにより議会の議決を受けようとするものである。

以上 知事から意見を求められた内容について御説明申し上げたが、このことについては、教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により、2月14日付けで専決処分し、異議のない旨回答したので、同条第2項の規定により報告申し上げます。

なお、これらの議案については、明日（3月16日）の県議会本会議において、原案のとおり可決される見込みである。

本件については、以上である。

( 質 疑 ) 質疑なし

## 11 議事

### 第3号議案 学校教育法施行細則の一部改正について

(説明者：西村教育次長)

第3号議案について、御説明申し上げます。

資料は、4ページから8ページである。

資料8ページの改正の概要で御説明するが、6ページから7ページの新旧対照表も併せて御覧願いたい。

改正理由については、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」、いわゆる第6次地方分権一括法の施行により、公立大学法人による大学附属の学校の設置が可能となったことから、所要の改正を行うものである。

改正内容については、本規則第2条第6号、第7号及び該当別記様式中の「市町村」の定義について、「市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人」を含むものとするものである。

併せて、別記第6号様式の所要の文言を改正するものである。

改正期日については、平成29年4月1日としている。

以上、よろしく御審議の程お願い申し上げます。

( 質 疑 ) 質疑なし

高橋教育長 (委員全員に諮って) 事務局案のとおり可決する。

### 第4号議案 宮城県教育委員会行政組織規則の一部改正について

(説明者：西村教育次長)

第4号議案について、御説明申し上げます。

資料は、9ページから15ページである

資料15ページの概要説明資料により御説明するが、資料12ページから14ページの新旧対照表も併せて御覧願いたい。

はじめに「1 改正の内容」の「(1) 学力向上の推進に関する分掌事務の整理に伴う改正」について御説明申し上げます。

「宮城県学力向上推進プログラム」であるが、今後の学力向上の推進に関する取組については、第2期教育振興基本計画の評価やアクションプランの中で行っていくことに整理し、「同推進プログラム」は今年度末で終了することから、教育企画室に係る当該分掌事務の削除を行うものである。

次に「(2) 仙台市への県費負担教職員の給与負担等の移譲に伴う改正」については、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(第4次一括法)の施行により、

県費負担教職員の給与負担等が県から仙台市に移譲されることとなる。これに伴い、仙台教育事務所で所管している仙台市立学校の県費負担教職員に係る給与等の事務が仙台市での所管となることから、仙台教育事務所に係る当該分掌事務の削除を行うものである。

次に「(3) 利府支援学校の分校設置に伴う改正」については、利府支援学校の分校として「塩釜校」を近隣の塩竈市立第二小学校内に設置することに伴い、所要の改正を行うものである。

次に「(4) 職員の職名等の関係規定の整理に伴う改正」については、教育庁（本庁及び地方機関）及び学校以外の教育機関に置く指導主事、社会教育主事、司書及び学芸員に係る職名等について、補職名及び職務内容を明確にするため、関係規定の整理を行うものである。

最後に「(5) 指定管理者の変更に係る改正」であるが、指定管理者に管理を委託している県の施設のうち、「宮城県宮城野原公園総合運動場(宮城球場及び駐車場以外の施設)」の指定管理者が「公益財団法人仙台市スポーツ振興事業団」に、「宮城県仙南総合プール」の指定管理者が「セントラルスポーツ株式会社」に、それぞれ変更となることに伴い、所要の改正を行うものである。

なお、改正期日については、平成29年4月1日としている。

以上、よろしく御審議の程お願い申し上げます。

( 質 疑 ) 質疑なし

高 橋 教 育 長 (委員全員に諮って) 事務局案のとおり可決する。

#### 第5号議案 教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項第5号に規定する「あらかじめ教育委員会が指定した委員」の指定の解除について

(説明者：西村教育次長)

第5号議案について、御説明申し上げます。

資料は、16ページから19ページである。

附属機関の委員の任免については、教育長に対する事務の委任等に関する規則第1条第1項第10号の規定に基づき、教育委員会の議決により任免することとされているが、同規則第2条第1項第5号の規定により、「あらかじめ教育委員会が指定した委員」の補欠の委員の任免を行うことについては、教育長が専決できることとされている。

「あらかじめ教育委員会が指定した委員」については、具体的には、「充て職で選任されている委員」、「関係機関・団体からの推薦を受けて選出されている公務員である委員」を指定しているところであり、人事異動等により委員に欠員が生じた場合に、円滑かつ効率的に補欠の委員を任命しようとするための措置である。

資料18ページの新旧対照表で記載した整理票を御覧願いたい。

今回、現在指定している委員のうち、宮城県スポーツ推進審議会委員の指定を解除するものである。

宮城県スポーツ推進審議会委員については、これまで「宮城県高等学校体育連盟会長」及び「宮城県スポーツ推進委員協議会会長」の職にある者を指定していたが、会長職に限定せず、幅広い関係団体から委員の選任を可能とするため、指定を解除するものである。

今回の解除により、柔軟な委員選定が可能となることから、積極的に女性委員を登用することなども可能となり、女性委員の登用率の向上にも繋がるものと考えている。

なお、議決後の委員の一覧については、資料19ページに記載のとおりである。

以上、よろしく御審議の程お願い申し上げます。

( 質 疑 ) 質疑なし

高 橋 教 育 長 (委員全員に諮って) 事務局案のとおり可決する。

#### 第6号議案 校長及び教員の採用手続に関する規則の一部改正について

(説明者：鈴木教育監)

第6号議案について、御説明申し上げます。

資料は、20ページから22ページである。

資料22ページの新旧対照表を御覧願いたい。



改正理由について、これまで宮城県と仙台市が共同で実施していた教員採用選考については、平成29年度から県費負担教職員の給与負担が、仙台市に移譲されることに伴い、宮城県と仙台市がそれぞれ教員採用選考を行うこととなったことから、採用選考に出願する際に提出する採用願書（様式第5号）の表題を変更するものである。

改正期日については、平成29年4月1日としている。

以上、よろしく御審議の程お願い申し上げます。

（ 質 疑 ） 質疑なし

高橋教育長 （委員全員に諮って）事務局案のとおり可決する。

#### 第7号議案 県立学校職員の職員評価に関する規則の一部改正について

#### 第8号議案 市町村立学校職員の職員評価に関する規則の一部改正について

高橋教育長 第7号議案 県立学校職員の職員評価に関する規則の一部改正について 及び 第8号議案 市町村立学校職員の職員評価に関する規則の一部改正については、内容に関連があることから、一括して説明を受けることとし、質疑・採決は各号議案毎に行うこととしてよろしいか。  
（委員全員に諮って）そのように進めることとする。

（説明者：鈴木教育監）

第7号議案「県立学校職員の職員評価に関する規則」及び第8号議案「市町村立学校職員の職員評価に関する規則」の一部改正については、一括して御説明申し上げます。

資料は、23ページから44ページである。

はじめに、資料33ページの改正の概要で御説明申し上げますが、各号議案の新旧対照表も併せて御覧願いたい。

「県立学校職員の職員評価に関する規則」の改正理由については、「地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成26年法律第34号）」の施行により、人事評価制度を導入し、能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図ることから、本格実施に向けて、所要の改正を行うものである。

改正内容については、本規則の題名及び本文中の「職員評価」を「人事評価」に改め、その評価を目標達成度評価及び資質能力育成評価から行うなど、評価方法を改正するとともに、評価結果については、当該職員への開示を原則とし、人事管理の基礎とするものである。また、これらの改正にあわせて、所要の文言の整理を行うものである。

「市町村立学校職員の職員評価に関する規則」の改正については、県立学校職員の規則改正と同様であるが、4月からの権限移譲に伴い、指定都市教育委員会に関する特例についての条文を削除するものである。

改正期日については、平成29年4月1日としている。

以上、よろしく御審議の程お願い申し上げます。

#### 第7号議案 県立学校職員の職員評価に関する規則の一部改正について

（ 質 疑 ） 質疑なし

高橋教育長 （委員全員に諮って）事務局案のとおり可決する。

#### 第8号議案 市町村立学校職員の職員評価に関する規則の一部改正について

（ 質 疑 ） 質疑なし

高橋教育長 （委員全員に諮って）事務局案のとおり可決する。

#### 第9号議案 宮城県教育委員会に属する職員等の自己啓発等休業に関する規則の一部改正について

（説明者：西村教育次長）

第9号議案について、御説明申し上げます。

資料は、45ページから47ページである。

資料47ページの新旧対照表を御覧願いたい。

改正理由については、平成26年5月に可決された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第4次一括法）」のうち、「市町村立学校職員給与負担法」に係る部分が平成29年4月1日から施行され、仙台市教育委員会に属する県費負担教職員の給与負担が仙台市に移譲されることとなったものである。

県費負担教職員の自己啓発休業は、県条例及び県教育委員会規則に基づき運用しているが、仙台市立学校に勤務する県費負担教職員については任命権が仙台市に属することから、従来より県教育委員会規則の適用を除外し、仙台市教育委員会が県の条例を受けて制定した規則により運用してきた。

今回の「改正市町村立学校職員給与負担法」の施行により、指定都市に給与負担が移譲され、指定都市の県費負担教職員に対する県教育委員会の関与が制度上無くなることから、現行規則で仙台市立学校に勤務する県費負担教職員を除外していた規定について、所要の改正を行うものである。

改正期日については、法律の施行と同様、平成29年4月1日としている。

以上、よろしく御審議の程お願い申し上げます。

( 質 疑 ) 質疑なし

高橋教育長 (委員全員に諮って) 事務局案のとおり可決する。

#### 第10号議案 指導力不足等教員の取扱いに関する規則の一部改正について

(説明者：鈴木教育監)

第10号議案について、御説明申し上げます。

資料は、48ページから50ページである。

資料50ページの新旧対照表を御覧願いたい。

教育公務員特例法の一部改正により、本規則において引用している同法の「第25条の2第1項」が「第25条第1項」とされたことから、文言整理を行うものである。

改正期日については、平成29年4月1日としている。

以上、よろしく御審議の程お願い申し上げます。

( 質 疑 ) 質疑なし

高橋教育長 (委員全員に諮って) 事務局案のとおり可決する。

#### 第11号議案 県立高等学校の通学区域に関する規則の一部改正について

(説明者：鈴木教育監)

第11号議案について、御説明申し上げます。

資料は、51ページから54ページである。

資料54ページの改正の概要で御説明申し上げますが、資料53ページの新旧対照表も併せて御覧願いたい。

改正理由については、学校教育法等の一部を改正する法律により創設された、義務教育学校を卒業する者等に関する手続きを規定するため、所要の改正を行うものである。併せて、所要の文言の整理を行うものである。

改正内容については、第3条第2項中「中学校」の定義に「義務教育学校」を加え、同項及び同項第二号に「中等教育学校の前期課程」について加えるものである。併せて、所要の文言の整理を行うものである。

なお、改正規則は、公布の日から施行することとしている。

以上、よろしく御審議の程お願い申し上げます。

( 質 疑 ) 質疑なし

高橋教育長 (委員全員に諮って) 事務局案のとおり可決する。

#### 第12号議案 自然の家条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則について

(説明者：西村教育次長)

第12号議案について、御説明申し上げます。

資料は、55ページから58ページである。

資料58ページの規則の概要で御説明するが、57ページの新旧対照表も併せて御覧願いたい。

平成28年7月12日に公布された宮城県条例第44号「自然の家条例の一部を改正する条例」において、松島自然の家野外活動フィールドに新設する「運動場」と「コテージ」を別表第二号中に追加すると共に、「運動場」の使用料を新たに定めたところである。

野外活動フィールドの概要については、この後の課長報告の中で、生涯学習課長から詳しく御説明申し上げますが、本条例の施行期日については、改正附則の規定により、規則で定めることとしており、6月1日としたものである。

以上、よろしく御審議の程お願い申し上げます。

( 質 疑 ) 質疑なし

高 橋 教 育 長 (委員全員に諮って) 事務局案のとおり可決する。

## 12 課長等報告

### (1) 第2期宮城県教育振興基本計画第1次アクションプランの策定について

(説明者：教育企画室長)

第2期宮城県教育振興基本計画アクションプランについて、御説明申し上げます。

資料は、1ページと別冊の第1次アクションプランである。

資料1ページを御覧願いたい。

はじめに、「1 目的」であるが、本アクションプランについては、現在策定を進めている第2期宮城県教育振興基本計画の着実な推進に向けて、実施する施策の内容や年次計画などを具体的に示すために策定するものである。

次に、「2 計画期間」であるが、第1次アクションプランの期間は、本県の総合計画である「宮城の将来ビジョン」及び「宮城県震災復興計画」の終期を踏まえ、平成29年度から平成32年度までの4年間としている。

次に、「3 アクションプランの構成」であるが、本アクションプランについては、大きく4つに分けて構成しており、「Ⅰ はじめに」では、第2期計画の目指す姿や目標、アクションプランの策定の趣旨について記載している。また、「Ⅱ 施策の展開」では、施策の全体体系に加えて、将来ビジョンと震災復興計画との関係や、第2期計画の点検及び評価について記載している。なお、現行のアクションプランと比較して、新たに追加した項目には下線を付けている。

次に、「Ⅲ 基本方向ごとの取組内容」では、10の基本方向ごとに、主な取組内容や目標指標、工程表及び構成事業を掲載している。また、最後に、平成29年度に特に注力する事業のイメージ図を掲載している。

次に、「4 アクションプランの内容等」については、別冊の本編に基づき御説明申し上げます。

それでは、別冊の4ページを御覧願いたい。

第2期計画の全体体系図を掲載しており、計画の理念として掲げた「目指す姿」と5つの「計画の目標」、そしてそれらを達成するための10の「基本方向」を示している。本アクションプランにおいては、この10の基本方向ごとに取組をまとめている。

次に、別冊の5ページ及び6ページを御覧願いたい。

第2期計画の10の基本方向と、将来ビジョン及び震災復興計画との関係を示す図を掲載しており、この対応関係を踏まえ、毎年度、県で実施している政策評価・施策評価と一体的に第2期計画の点検及び評価を実施することを記載している。なお、これらの評価等を踏まえ、毎年度、アクションプランの改定を行う予定である。

次に、7ページを御覧願いたい。

「Ⅲ 基本方向ごとの取組」の記載内容について、御説明申し上げます。

はじめに、「1 方向性」については、第2期計画から抜粋した10年間の取組の方向性を記載している。

次に、「2 第1次アクションプランにおける取組」については、「(1) 主な取組内容」では、本アクション

ンプランにおける4年間の主な取組内容を記載しており、例えば「志教育」に関しては、推進地区の指定やフォーラムの開催のほか、新たな教材を作成することなどについて記載している。

次に、9ページを御覧願いたい。

「(2) 目標指標」では、第2期計画に掲載した目標指標の一覧表を掲載しており、本アクションプランにおいては、年度ごとの目標値と調査の出典等を新たに記載している。

次に、10ページを御覧願いたい。

取組の年次計画や対象となる発達段階を分かりやすく示すため、「取組の工程表」を新たに掲載しており、例えば先ほどの「志教育」に関しては、上から3番目の矢印の「みやぎの先人集『未来への架け橋』2」の作成及び活用促進や、高等学校段階での「みやぎ高校生フォーラムの開催」など、具体的取組を記載している。なお、工程表の矢印の右側に記載している事業番号は、12ページから始まる、事業の一覧表の左端の番号であり、該当する事業を示すものである。

次に、12ページを御覧願いたい。

「3 平成29年度の主な事業」では、取組を構成する主な事業の一覧表を掲載しており、事業概要や事業期間、平成29年度当初予算額、担当課室を記載している。また、事業概要の欄には、新たに「平成29年度の主な取組」を記述し、当該年度に具体的に取り組む内容を示している。なお、左端の事業の区分については、事業番号のほか将来ビジョンや震災復興計画などへの掲載の有無を示しており、15ページに凡例を記載している。

基本方向2以降については、基本方向1と同様の構成で取りまとめているので、詳しくは後ほど御覧願いたい。

次に、97ページを御覧願いたい。

10の基本方向に係る個別事業の中から、平成29年度に特に注力する事業を21事業選定し、それぞれの事業の概要を示す「事業イメージ図」を新たに掲載している。

平成29年度は、第2期計画の初年度として本アクションプランに掲載された事業を計画的に推進していくこととなるが、ここに掲げた事業に特に注力して取り組んでまいりたいと考えている。

最後に、本アクションプランについては、現在、県議会で審議中の第2期計画と併せて、今年度中に策定及び公表を行いたいと考えている。

本件については、以上である。

( 質 疑 )

伊 藤 委 員

1ページのアクションプランの内容について、事業イメージが図や表で分かりやすく作成されており、大変工夫されているなど感じた。

別冊の2ページのアクションプラン策定の趣旨の中で、(2) 役割と計画期間の中に「県民をはじめとして、企業やNPOなどの民間団体、地域団体等、国や市町村等の行政機関など幅広い主体と連携・協働しながら」という記載があるが、こうした皆様との連携・協働は非常に大事であると思うので、意見を一致させながら進めることが非常に大切ではないかと思う。

3ページの(4) 情報発信について、アクションプランは策定して通知して終わりということではないので、情報を随時更新して進捗状況を意識しながら展開を心掛けるべきであると思う。

97ページ。平成29年度に特に注力する事業の中で「7 生徒の英語力向上事業」について、教える先生方のスキルに差があつてはならないと思うので、しっかりと準備を進めていただきたい。

最後に、「13 多賀城創建1300年記念重点整備事業」について、多賀城は2024年に創建1300年を迎えるが、多賀城の持つ歴史的な位置付けをしっかりと県民に伝わるようにしていかなければならないと思う。残念ながら、現時点ではあまりビジターに優しいエリアになっていないと思うので、楽しめるような事業展開をお願いする。

- 佐竹委員 私たちの意見も盛り込んでいただき、ありがとうございます。  
それぞれの部署では、何が必要で何が不要なのか、毎年、更新・見直しをしていくことが大事であると思う。これを基本として毎年見直しをしながら、それぞれの事業を進めていただきたい。
- 千木良委員 私はこれまで、特に歯科に関して様々な方面から医療との連携を話しているが、来年度、特に注力する事業の中で、「18 基本的な生活習慣定着促進事業」や「10 学ぶ土台づくり普及啓発事業」は、子どもたちの発達にとって、大事な「寝る・食べる・遊ぶ」ことであり、非常に重要な取組であると思う。  
計画を作って通知するだけでなく、指導する先生方自身が健康的な生活習慣で自分の健康を守り、重要性を認識していただくことが、子どもたちへの教育に一番早く伝わるのではないと思う。先生方に健康的な生活習慣がないと、子どもたちが乱れた生活をしていても、何も感じないということがあるのではないかと度々感じている。先生方のワークライフバランスも含めて事業を進めていただきたい。
- 齋藤委員 理念が具体化されており、特に平成29年度に注力する事業という形で記載があると、教育に携わる者全員が見て、気持ちを一つにして向かっていける大変良い資料であると思う。事業に取り組みながら、理念に戻ってという繰り返しが出来るので、実際の教育現場でも活用できるのではないかと期待が持てる。  
こうしたアクションプランなどは、皆で共通認識を持って活用して初めて生きるものなので、毎年、教育に携わる者たち全員が、共通認識を持てる活きた資料として使っていただけたら良いと思う。
- 高橋教育長 ホームページには掲載するのか。  
教育企画室長 掲載する予定である。  
高橋教育長 各委員から期待も込めて御意見をいただいたが、特に29年度の注力事業について、広く周知・広報して学校現場で実践に努めていただけるような取組も併せて願います。
- 佐竹委員 これから英語教育を進めていくこととなるが、もちろん英語も大事であるが、まずは国語力である。国語力を強化した上での英語教育ということを実地現場にも徹底していただきたい。

## (2) 第2期みやぎの情報化推進計画の策定について

(説明者：教育企画室長)

今回、策定した第2期みやぎの教育情報化推進計画について、御報告申し上げます。

資料は、2ページから4ページ並びに計画の別冊資料である。

資料2ページを御覧願いたい。

はじめに「1 計画策定の趣旨と位置付け」であるが、本県では、平成25年3月に「みやぎの教育情報化推進計画」を策定し、教育の情報化を推進してきた。

一方、今日の情報通信技術の進歩は著しく、21世紀を生き抜くための基盤となる情報活用能力の育成が喫緊の課題となっている状況である。

また、現在策定を進めている第2期宮城県教育振興基本計画においては、ICT教育の推進を掲げ、情報教育の充実や教科指導におけるICT活用等の推進を図り、確かな学力の育成を目指すこととしており、当該基本計画を具現化するための取組として、また、今年度末に終期を迎える第1期計画の後継計画として、本県教育の情報化の現状や課題を踏まえつつ、目指すべき姿と、その実現に向けた施策等を示す、第2期計画を策定したものである。

次に「2 計画期間」及び「3 対象」であるが、本年4月から32年3月までの3か年としており、県内の公立小学校・中学校・高等学校・特別支援学校を対象としている。

次に「4 施策の基本方向と取組」については、5つの基本方向とその取組を記載している。

基本方向①の「情報教育の充実」においては、「体系的な情報教育の推進」や「情報モラル教育の推進」等について、②の「教科指導におけるICT活用の推進」では、ICTを活用した授業スタイルである「MIYAGI Style」の普及と定着」等について、③の「特別支援教育での活用」においては、ICTを障害を補うツールとして活用する「@MIYAGI Style」の普及と定着」等について、④の「校務の情報化の推進」では、成績処理やグループウェア機能を有する「学校運営支援統合システムの利用促進と普及」等について、⑤の「学校におけるICT教育環境の整備」においては、「教育の情報化を推進・支援する体制の整備」等について、それぞれ取り組むこととしている。

次に資料3ページの「5 計画の特色」であるが、1点目は、平成32年度から順次実施される「学習指導要領の改訂等の新しい方向性に向けた対応」やICTを効果的・効率的に活用した授業「MIYAGI Style」の普及と定着」など、新たな教育環境への対応や県教育委員会として充実・強化すべき取組について整理、見直しを行ったこと。

2点目は、具体の施策毎に「現状・課題」や「目標指標」及び「具体の取組内容」を明記することにより、基本計画を実現するためのアクションプランとして計画を策定したこと。

3点目は、計画の着実な推進や進行管理を行うため、施策毎に工程表を作成したこと等である。

次に「6 その他」であるが、本計画は、外部有識者の知見を活用したほか、市町村教育委員会の担当者を対象とした説明会やパブリックコメントの実施など、幅広く計画に対する意見照会や説明を行いながら、本計画を策定した。

なお、資料4ページのA3版の資料は、配付している別冊の計画をまとめた概要であるので、後ほど御覧願いたい。

今後は、本計画に基づいてICTを授業や業務改善等の一つの道具として効果的に活用しながら、みやぎの教育の情報化をさらに推進してまいらる。

本件については、以上である。

( 質 疑 )

伊 藤 委 員

資料2ページで対象が県内の公立小学校・中学校・高等学校・特別支援学校とあるが、策定の趣旨を効果的に活用していただくためには、きちんと伝えていく必要がある。具体的に学校現場にはどのような機会を通じて伝えていくのか伺いたい。

教育企画室長

計画の周知に付いては大変重要なポイントである。今回は計画の個別事業の中でもその取り組みを明記している。

具体的には別冊の9ページになるが、情報教育の充実の中で、第2期情報化推進計画の着実な実施と3つの取り組みを掲げている。

1点目は、新規の取り組みで、市町村教育委員会の教育長や総務担当課長への働きかけや説明会の開催を行うこととしている。

2点目は、教育の情報化担当者会議を開催し、市町村で情報化推進の予算担当者に情報化の効果について、具体的な働きかけを行うこととしている。

3点目は、宮城県教育情報化推進会議として、研修会を兼ねて年1回実施しているが、継続して開催していくこととしている。

### (3) 名取支援学校の分校設置について

(説明者：特別支援教育室長)

名取支援学校の分校設置について、御報告申し上げます。

資料は5ページである。

仙台圏域における知的障害特別支援学校の狭隘化の問題は、大きな懸案となっており、その改善に向けて関係市町の協力をいただきながら、平成23年度には利府支援学校富谷校を設置し、また、平成29年度に利府支援学校塩釜校、平成30年度には(仮称)小松島支援学校松陵校を開設することとしている。

この度、名取市との間で市立小学校をお借りして、名取支援学校の分校を設置することで合意に至ったことから、概要について御説明申し上げます。

はじめに、設置分校の概要であるが、名取市立不二が丘小学校の余裕教室を活用し、15人から20人規模の小学部を設置する。必用となる教室数等については、資料に記載のとおりである。

お借りする予定の教室については、現在、震災で被災した名取市立閑上小学校が使用しているが、平成30年4月に閑上小学校の新校舎が完成し、移転することから、その後の余裕教室を特別支援学校の分校として、提供いただくこととなったものである。

平成31年4月の供用開始を目指し、来年度、改修のための設計を行うこととしている。

なお、冒頭に申し上げた利府支援学校塩釜校については、改修工事に遅れが生じており、改修した教室の使用は夏休み明けとなる見込である。

しかしながら、塩竈市及び塩竈市立塩釜第二小学校の御理解、御協力をいただき、既存の余裕教室を使用して、4月から予定通り分校としての教育活動を開始することとしている。

本件については、以上である。

( 質 疑 )

佐 竹 委 員 不二が丘小学校にこうした子どもたちが来てくれて、他の子どもたちと交流を持ちながら学校生活を送れることは非常に良いことなので、よろしく願います。

#### (4) 平成29年度宮城県公立高等学校入学者選抜に係る後期選抜実施状況について

(説明者：高校教育課長)

平成29年度宮城県公立高等学校入学者選抜に係る後期選抜の実施状況について、御報告申し上げます。

資料は、6ページから12ページである。

資料の説明に入る前に、今回の後期選抜における英語の「放送によるテスト」において、不具合が起きたことについて御報告申し上げます。

該当校は2校、蔵王高校と石巻市立桜坂高校において発生し、原因は両校とも、放送設備の不備によるものと考えられる。ただし、前日及び当日昼休みに実施した放送設備の点検では問題はなかった。受験生への対応は、蔵王高校では「放送によるテスト」の部分について全員を正解とし、また、桜坂高校ではポータブルCDプレーヤーでの再生に切り替え、時間を3分間延長して実施した。

今後、各学校において詳しく原因を究明し、再発防止に努めてまいりたいと考えている。

それでは、資料の説明に入る。資料6ページを御覧願いたい。

「1 入学者選抜実施公立高等学校数・学科数」については、後期選抜を実施した公立高等学校数・学科数である。

「2 総括」であるが、全日制課程では、募集人数9,892人に対して、11,751人が受験し、受験倍率は1.19倍、同じく、定時制課程では、募集人数857人に対して、269人が受験し、受験倍率は0.31倍となった。

また、資料7ページから10ページに「各学校・学科別の実施状況」を掲載している。

次に、資料11ページから12ページには、補助資料として、「地区別・学科別の受験倍率」や「後期選抜において受験倍率の高かった学校」、「最近3カ年の間に学科改編等を行った学校、学科」等の受験倍率等についてまとめているので、後ほど御覧願いたい。

なお、後期選抜の合格発表は明日3月16日午後3時に、各学校で行う予定である。

本件については、以上である。

( 質 疑 )

質疑なし

#### (5) みやぎ総文2017・南東北インターハイ開催100日前PRイベントの開催について

(説明者：全国高校総体推進室長)

「みやぎ総文2017・南東北インターハイ開催100日前PRイベントについて」御説明申し上げます。  
資料は13ページである。

今年の夏に開催される「第41回全国高等学校総合文化祭 みやぎ総文2017」及び「平成29年度全国高等学校総合体育大会 南東北インターハイ」について、開催100日を前に、両大会の生徒委員が大会の開催概要と芸術文化・スポーツの魅力を広く県民に周知するため、4月23日・日曜日に仙台市青葉区の「サンモール一番町商店街 藤崎」前の特設ステージなどを会場に、両大会合同のPRイベントを実施する。

合同PRイベントとしては、昨年3月に「イオンモール名取」で開催した500日前PRイベント、また、昨年9月に「アリオ泉中央」で開催した300日前PRイベントに続き今回で3回目となる。

当日は、11時から仙台フォーラス前から藤崎前までのアーケード街を高校生がマーチングバンドを先頭に大会PRのパレードを行い、12時からは藤崎前の特設ステージにおいて、県内の高校の文化部と運動部の生徒、さらに、特別支援学校の生徒が活動発表を行う予定である。

このほか、両大会の紹介パネルなどを藤崎前のアーケード内に展示し、両大会の生徒委員がチラシを配布するなど、大会のPR活動を行う予定である。

各委員の皆様には、是非、会場まで足をお運びいただき、生徒達を激励して頂ければ幸いです。

本件については、以上である。

( 質 疑 ) | 質疑なし

#### (6) 松島自然の家野外活動フィールドの供用開始について

(説明者：生涯学習課長)

松島自然の家野外活動フィールドの供用開始について、御報告申し上げます。

資料は、14ページから16ページである。

資料14ページを御覧願いたい。

松島自然の家は、東日本大震災による津波で壊滅的な被害を受けたため、東松島市宮戸地区への移転を決定後、本館等建設予定地内に東松島市の応急仮設住宅があることから、本館等と野外活動フィールドに工区を分け、再建事業を進めてきたところである。

このたび、「野外活動フィールド」が完成することから、本館等に先行して供用を開始するものである。

資料15ページも併せて御覧願いたい。

「1 供用開始日」については、平成29年6月1日を予定している。

「2 場所」については、本館等建設予定地である旧東松島市立宮戸小学校の、県道を挟んだ向かい側となる。

「3 施設概要」については、フィールド全体で31,288㎡の面積で、資料に記載のようなレイアウトとなっている。

資料16ページを御覧願いたい。

「宮戸島を 遊びつくそう 学びつくそう」とのコンセプトのもと、自然や文化に親しむプログラムの他、防災について学ぶ体験プログラムなど、様々なプログラムを用意している。

資料14ページにお戻り願いたい。

「5 今後のスケジュール」であるが、平成29年4月25日に完成記念式典を開催する予定としている。今後、できるだけ多くの方々に利用していただけるよう、学校のみならず、行政や企業等にも周知・広報に努めてまいる。

本件については、以上である。

( 質 疑 ) | 質疑なし

#### (7) 宮城県生涯学習審議会への諮問について

(説明者：生涯学習課長)



「宮城県生涯学習審議会への諮問について」御説明申し上げる。

資料は、17ページから20ページである。

はじめに、資料17ページを御覧願いたい。

「1 諮問概要」のとおり、去る2月15日に「地域の力を活用した学びの場の充実と「学びと実践の循環」の仕組みづくり」について、宮城県生涯学習審議会に諮問したので、その概要について御報告申し上げます。

昨年9月に第9次宮城県生涯学習審議会から、「今後の宮城県の生涯学習推進について」の答申をいただいた。その中で、本県が今後目指す生涯学習の姿は、住民相互の学び合いの成果を地域に還元し、活動や学びにつなげていく「学びと実践の循環」をつくることにより、学びを核としたコミュニティの再生と宮城の「創造的な復興」の実現であるという提言がなされた。

これらを実現していくためには、多様な主体と連携した学習環境の充実、学びや活動を支える人材の育成に加え、それらをコーディネートする仕組みの構築が必要である。

こうしたことから、地域住民や関係機関、行政の協働による生涯を通して学ぶことができる環境の充実と、その成果を活用できる社会の実現に向けた具体的方策について諮問したものである。

「2 審議の方向性」のとおり、県では、関係機関が情報共有や行動連携など、ゆるやかなネットワークを結び、地域の学びを支える基盤となる「生涯学習プラットフォーム」の構築を目指すこととしており、審議内容は、その仕組みづくりに反映させてまいりたいと考えている。

次に、「3 今後のスケジュール」であるが、今年5月以降、5回の審議会の開催を予定しており、先進事例の現地調査やパブリックコメントなども行い、平成30年7月に答申をいただく予定としている。

本件については、以上である。

( 質 疑 )

佐 竹 委 員

これからの生涯学習は重要であると考えている。本県の教育は老若男女、何歳になっても関わっていける部分であり、触れ合いの場も学びの場になると思う。宮城で年を取って、生活出来て良かったと思えるような生涯学習であって欲しいと思う。

どうしても子どもたちの教育に重点が向いてしまうが、生涯学習との両輪で進めていかなければならないと思うので、生涯学習プラットフォームの事業の仕組みづくりに、多くの御意見をいただけるように呼びかけていただき、より多くの県民の方々がプラットフォーム事業に参加して、充実した生涯を送れるような仕組みを構築して、推進していただくようよろしくお願いします。

千 木 良 委 員

ゆるやかなネットワークの構築は重要であると思う。やはり教育と医療、福祉は連携していかなければならないと思う。連携が上手くいかない、教育では子どもたちにとって決して良い成果は生まれない。医療でも苦慮している部分であるので、ゆるやかに繋がれるネットワークの良い方法があれば教えていただきたい。

現在は介護や医療の現場でも、世話好きな人が自分の分野以外まで手を広げていることで、何とかネットワークが保てていると思うので、教育的な視点から見て、ゆるやかなネットワークを構築できる方法があれば、是非勉強させていただきたい。

生 涯 学 習 課 長

ネットワーク構築で、現在考えているのは、まずは全県から集まっていただき、そこから地域毎にゆるやかな関係を構築していきたいと考えている。その中で、委員御指摘のとおり、核となる人材をどのように発掘していくかが重要であると思う。

社会教育の分野に関しては、世話好きな方が多いので人材はかなりいると思うが、そうした人材を上手く繋げていきながら、ネットワークを広げていけるように進めてまいりたい。

いろいろな分野でも様々な連携が課題となるが、中核となるような方を見つけながら、そこを盛り上げていくよう、行政としてバックアップしてまいりたいと考えている。

高 橋 教 育 長

審議会の議論の経過については、機会を捉えて報告をお願いします。

## 12 資料（配付のみ）

- (1) 教育庁関連情報一覧
- (2) みやぎ県政だより（平成29年3月・4月号）掲載記事「スマホ・携帯の適切な利用について」
- (3) 河北新報掲載記事（平成29年2月19日）「みやぎっ子ルルブルフォーラム」
- (4) みやぎの先人集「未来への架け橋」第2集リーフレット
- (5) いじめ対応研修テキスト「いじめ対応の手引き」
- (6) 第72回国民体育大会冬季大会の結果について
- (7) MIYAGI 2017「南東北インターハイNEWS第7号」
- (8) みやぎの協働教育について
- (9) みやぎ総文2017「ニュースレターNo. 12」
- (10) 「政宗が育んだ“伊達”な文化」日本遺産認定記念シンポジウム

## 13 次回教育委員会の開催日程について

教 育 長 次回の定例会は、平成29年4月18日（火）午後1時30分から開会する。

## 14 閉 会 午後5時15分

平成29年4月18日

署名委員

署名委員